

別添－2

農業土木工事共通仕様書

新 旧 対 照 表

平成 17 年 2 月 14 日設計第 694 号

(積算基準日 令和 3 年 2 月 1 日以降適用)

北海道農政部

新 旧 対 照 表

1 総則

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 節 総 則.....</p> <p>1-1-1 適 用.....</p> <p>1-1-2 用語の定義.....</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等.....</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-45 保険の付保及び事故の補償.....</p> <p><u>1-1-46 法定外の労務保険の付保.....</u></p> <p><u>1-1-47 社内検査.....</u></p> <p><u>1-1-48 臨機の措置.....</u></p> <p><u>1-1-49 道産資材の優先使用.....</u></p> <p><u>1-1-50 環境物品等の使用.....</u></p> <p><u>1-1-51 季節労働者等の雇用.....</u></p> <p><u>1-1-52 技能士の積極的活用.....</u></p> <p><u>1-1-53 起終点杭又は竣功杭の設置.....</u></p> <p><u>1-1-54 工事特性・創意工夫・社会性等.....</u></p> <p><u>1-1-55 特定外来生物（植物）について.....</u></p> <p><u>1-1-56 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応.....</u></p> <p><u>1-1-57 病害虫の感染予防対策.....</u></p> <p><u>1-1-58 口蹄疫等侵入防止対策.....</u></p> <p><u>1-1-59 三者技術検討会の対象となる請負工事.....</u></p> <p><u>1-1-60 土木工事における受発注者の業務効率化の実施（工事書類減量化）.....</u></p> <p><u>1-1-61 ワンデーレスポンス.....</u></p> <p><u>1-1-62 情報化施工技術の活用について.....</u></p> <p><u>1-1-63 現場環境改善について.....</u></p> <p>第 2 節 試行関係.....</p> <p>1-2-1 遠隔地からの建設資材調達に係る試行について.....</p> <p>【省略】</p> <p>別添－8 特定外来生物防除従事者証.....</p> <p><u>別添－9 現場環境改善実施報告一覧表.....</u></p> <p><u>別添－10 現場環境改善実施状況報告書.....</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 節 総 則.....</p> <p>1-1-1 適 用.....</p> <p>1-1-2 用語の定義.....</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等.....</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-45 保険の付保及び事故の補償</p> <p><hr/></p> <p><u>1-1-46 社内検査.....</u></p> <p><u>1-1-47 臨機の措置.....</u></p> <p><u>1-1-48 道産資材の優先使用.....</u></p> <p><u>1-1-49 環境物品等の使用.....</u></p> <p><u>1-1-50 季節労働者等の雇用.....</u></p> <p><u>1-1-51 技能士の積極的活用.....</u></p> <p><u>1-1-52 起終点杭又は竣功杭の設置.....</u></p> <p><u>1-1-53 工事特性・創意工夫・社会性等.....</u></p> <p><u>1-1-54 特定外来生物（植物）について.....</u></p> <p><u>1-1-55 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応.....</u></p> <p><u>1-1-56 病害虫の感染予防対策.....</u></p> <p><u>1-1-57 口蹄疫等侵入防止対策.....</u></p> <p><u>1-1-58 三者技術検討会の対象となる請負工事.....</u></p> <p><u>1-1-59 土木工事における受発注者の業務効率化の実施（工事書類減量化）.....</u></p> <p><u>1-1-60 ワンデーレスポンス.....</u></p> <p><u>1-1-61 情報化施工技術の活用について.....</u></p> <p><hr/></p> <p>第 2 節 試行関係.....</p> <p>1-2-1 遠隔地からの建設資材調達に係る試行について.....</p> <p>【省略】</p> <p>別添－8 特定外来生物防除従事者証.....</p> <p><hr/></p> <p><hr/></p>	<p></p> <p>字句の追加 番号の改正</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>字句の追加</p> <p>〃</p> <p>字句の追加</p> <p>〃</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>1 農業土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、北海道農政部が発注するほ場整備工事、農用地造成工事、<u>舗装工事、道路改良工事、</u>水路トンネル工事、水路工事、<u>排水路工事、河川工事、</u>管水路工事、畑かん施設工事、その他土木工事（1）、（2）、フィルダム工事、海岸工事及びこれらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-7 コリンズへの登録</p> <p><u>1 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、コリンズに登録しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>2 「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に工事監督員にメール送信される。</u></p> <p><u>3 工事実績情報の登録は、原則として以下の期間内に手続きを行うものとする。</u></p> <p><u>（1）受注時の登録は、工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という。）を除き 10 日以内とする。</u></p> <p><u>（2）変更時の登録は、変更があった日から閉庁日を除き 10 日以内とする。なお、変更の登録は、「工期」と「配置技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）」の変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u></p> <p><u>（3）完成時の登録は、工事完成検査合格後、閉庁日を除き 10 日以内とする。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間（閉庁日を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</u></p> <p><u>（4）訂正時の登録は、適宜、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p><u>（5）完成後において、訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>1 農業土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、北海道農政部が発注するほ場整備工事、農用地造成工事、<u>農道工事、</u>水路トンネル工事、水路工事、<u>河川及び排水路工事、</u>管水路工事、畑かん施設工事、その他土木工事（1）、（2）、フィルダム工事、海岸工事及びこれらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-7 コリンズへの登録</p> <p><u>受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という。）を除き 10 日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）」等の変更）時は変更があった日から閉庁日を除き 10 日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に工事監督員にメール送信される。</u></p> <p><u>なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間（閉庁日を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正、及び番号の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-12 工事の下請負</p> <p>1 受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でないこと、暴力団関係者等（暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。）でないこと、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。<u>なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-12 工事の下請負</p> <p>1 受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でないこと、暴力団関係者等（暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。）でないこと、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p>
<p>1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1 受注者は、工事を施工するために締結した工事1件の請負代金額が200万円以上になるときは、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付建情第1428号、最終改正：<u>平成31年4月15日付け建管第132号</u>）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、第1項に該当しない場合であっても、施工体制の一層の適正化を図るため、工事1件の請負代金額が200万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合には、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付建情第1428号、最終改正：<u>平成31年4月15日付け建管第132号</u>）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付建情第1428号、最終改正：<u>平成31年4月15日付け建管第132号</u>）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項に該当する受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、監理技術者、<u>監理技術者補佐</u>、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</p> <p><u>（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書き規定する者をいう。）</u></p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1 受注者は、工事を施工するために締結した工事1件の請負代金額が200万円以上になるときは、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付建情第1428号、最終改正：<u>平成28年5月27日付け建管第510号</u>）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、第1項に該当しない場合であっても、施工体制の一層の適正化を図るため、工事1件の請負代金額が200万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合には、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付建情第1428号、最終改正：<u>平成28年5月27日付け建管第510号</u>）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付建情第1428号、最終改正：<u>平成28年5月27日付け建管第510号</u>）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項に該当する受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、監理技術者、_____主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-16 工事の一時中止</p> <p>1 発注者は、契約書第 19 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面により通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、契約書 25 条により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 前1項及び前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、<u>「工事一時中止ガイドライン」を参考に、</u>中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を<u>作成して</u>工事監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-31 工事中の安全確保</p> <p>1 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、<u>令和 2 年 3 月</u>）、土木工事等施工技術安全指針（農林水産省農村振興局整備部長通知、平成 21 年 3 月 30 日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、及び JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、工事施工中、工事監督員の承諾及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（<u>国土交通大臣官房技術調査課、令和元年 9 月 2 日付</u>）を参考にして災害の防止を図らなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>12 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(<u>令和元年 6 月改正法律第 37 号</u>)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-16 工事の一時中止</p> <p>1 発注者は、契約書第 19 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面により通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、契約書 25 条により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 前1項及び前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、_____中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を_____工事監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-31 工事中の安全確保</p> <p>1 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、<u>平成 29 年 3 月</u>）、土木工事等施工技術安全指針（農林水産省農村振興局整備部長通知、平成 21 年 3 月 30 日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、及び JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、工事施工中、工事監督員の承諾及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（<u>建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日付</u>）を参考にして災害の防止を図らなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>12 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(<u>平成 30 年 7 月改正法律第 78 号</u>)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の追加 ”</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-35 環境対策</p> <p>1 受注者は、工事における環境負荷の低減のため、施工計画及び工事の実施の各段階において十分検討し、次の項目に配慮し周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>4 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に当たり表1に示す建設機械を使用する場合は表1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを工事監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、トンネル坑内作業に当たり表2に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、<u> </u>「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号、最終改正<u>令和元年改正</u> 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）」第16条第1項第2号、若しくは第20条第1項第2号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」若しくは、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-35 環境対策</p> <p>1 受注者は、工事における環境負荷の低減のため、施工計画及び工事の実施の各段階において十分検討し、次の項目に配慮し周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>4 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に当たり表1に示す建設機械を使用する場合は表1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを工事監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、トンネル坑内作業に当たり表2に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、<u>表2の下欄に示す</u>「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号、最終改正<u>平成22年3月18日</u>経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）」第16条第1項第2号、若しくは第20条第1項第2号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」若しくは、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の削除 字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																								
<p>1-1-37 交通安全管理</p> <p>1. 交通安全管理</p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは、汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第 27 条によって処置するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>3 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（<u>平成 30 年 12 月改正</u> 内閣府・国土交通省令第 5 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和 37 年 8 月 30 日）道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）建設省道路局国道 第一課通知 昭和 47 年 2 月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>7. 不法無線局及び無線局の運用違反對策</p> <p>1 受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（<u>無免許、外国規格の無線機の使用など</u>）の開設、及び無線局の運用違反（<u>アマチュア無線局を使用した業務連絡など</u>）を行ってはならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-38 諸法令の遵守</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用については受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="178 1459 1320 1900"> <tr> <td>(1) 地方自治法</td> <td>(平成 29 年 6 月改正 法律第 74 号)</td> </tr> <tr> <td>(2) 建設業法</td> <td>(平成 26 年 6 月改正 法律第 45 号)</td> </tr> <tr> <td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td> <td>(平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)</td> </tr> <tr> <td>(4) 労働基準法</td> <td>(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</td> </tr> <tr> <td>(5) 労働安全衛生法</td> <td>(<u>令和 元年 6 月改正 法律第 37 号</u>)</td> </tr> <tr> <td>(6) 作業環境測定法</td> <td>(<u>令和 元年 6 月改正 法律第 37 号</u>)</td> </tr> <tr> <td>(7) じん肺法</td> <td>(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</td> </tr> <tr> <td>(8) 雇用保険法</td> <td>(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</td> </tr> <tr> <td>(9) 労働者災害補償保険法</td> <td>(平成 30 年 5 月改正 法律第 31 号)</td> </tr> <tr> <td>(10) 健康保険法</td> <td>(<u>令和 元年 5 月改正 法律第 9 号</u>)</td> </tr> </table>	(1) 地方自治法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 74 号)	(2) 建設業法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 45 号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)	(4) 労働基準法	(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)	(5) 労働安全衛生法	(<u>令和 元年 6 月改正 法律第 37 号</u>)	(6) 作業環境測定法	(<u>令和 元年 6 月改正 法律第 37 号</u>)	(7) じん肺法	(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)	(8) 雇用保険法	(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)	(9) 労働者災害補償保険法	(平成 30 年 5 月改正 法律第 31 号)	(10) 健康保険法	(<u>令和 元年 5 月改正 法律第 9 号</u>)	<p>1-1-37 交通安全管理</p> <p>1. 交通安全管理</p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは、汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第 27 条によって処置するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>3 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（<u>平成 28 年 7 月 15 日</u>内閣府・国土交通省令第 2 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和 37 年 8 月 30 日）道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）建設省道路局国道 第一課通知 昭和 47 年 2 月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>7. 不法無線局_____対策</p> <p>1 受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局<u>を搭載した車輛を使用しないものとする。</u></p> <p>【省略】</p> <p>1-1-38 諸法令の遵守</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用については受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="1424 1459 2567 1900"> <tr> <td>(1) 地方自治法</td> <td>(平成 29 年 6 月改正 法律第 74 号)</td> </tr> <tr> <td>(2) 建設業法</td> <td>(平成 26 年 6 月改正 法律第 45 号)</td> </tr> <tr> <td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td> <td>(平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)</td> </tr> <tr> <td>(4) 労働基準法</td> <td>(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</td> </tr> <tr> <td>(5) 労働安全衛生法</td> <td>(<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 78 号</u>)</td> </tr> <tr> <td>(6) 作業環境測定法</td> <td>(<u>平成 26 年 6 月改正 法律第 41 号</u>)</td> </tr> <tr> <td>(7) じん肺法</td> <td>(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</td> </tr> <tr> <td>(8) 雇用保険法</td> <td>(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</td> </tr> <tr> <td>(9) 労働者災害補償保険法</td> <td>(平成 30 年 5 月改正 法律第 31 号)</td> </tr> <tr> <td>(10) 健康保険法</td> <td>(<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 79 号</u>)</td> </tr> </table>	(1) 地方自治法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 74 号)	(2) 建設業法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 45 号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)	(4) 労働基準法	(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)	(5) 労働安全衛生法	(<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 78 号</u>)	(6) 作業環境測定法	(<u>平成 26 年 6 月改正 法律第 41 号</u>)	(7) じん肺法	(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)	(8) 雇用保険法	(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)	(9) 労働者災害補償保険法	(平成 30 年 5 月改正 法律第 31 号)	(10) 健康保険法	(<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 79 号</u>)	<p>字句の改正</p> <p>”</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>”</p> <p>字句の改正</p>
(1) 地方自治法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 74 号)																																									
(2) 建設業法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 45 号)																																									
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)																																									
(4) 労働基準法	(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)																																									
(5) 労働安全衛生法	(<u>令和 元年 6 月改正 法律第 37 号</u>)																																									
(6) 作業環境測定法	(<u>令和 元年 6 月改正 法律第 37 号</u>)																																									
(7) じん肺法	(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)																																									
(8) 雇用保険法	(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)																																									
(9) 労働者災害補償保険法	(平成 30 年 5 月改正 法律第 31 号)																																									
(10) 健康保険法	(<u>令和 元年 5 月改正 法律第 9 号</u>)																																									
(1) 地方自治法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 74 号)																																									
(2) 建設業法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 45 号)																																									
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)																																									
(4) 労働基準法	(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)																																									
(5) 労働安全衛生法	(<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 78 号</u>)																																									
(6) 作業環境測定法	(<u>平成 26 年 6 月改正 法律第 41 号</u>)																																									
(7) じん肺法	(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)																																									
(8) 雇用保険法	(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)																																									
(9) 労働者災害補償保険法	(平成 30 年 5 月改正 法律第 31 号)																																									
(10) 健康保険法	(<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 79 号</u>)																																									

新 旧 対 照 表

改 正		現 行	備 考
(11) 中小企業退職金共済法	(令和 元年 5 月改正 法律第 16 号)	(11) 中小企業退職金共済法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) 字句の改正
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) "
(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成 30 年 12 月改正 法律第 102 号)	(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成 30 年 7 月改正 法律第 89 号) "
(14) 道路法	(平成 30 年 12 月改正 法律第 102 号)	(14) 道路法	(平成 30 年 3 月改正 法律第 6 号) "
(15) 道路交通法	(令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(15) 道路交通法	(平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号) "
(16) 道路運送法	(令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(16) 道路運送法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) "
(17) 道路運送車両法	(令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(17) 道路運送車両法	(平成 29 年 5 月改正 法律第 40 号) "
(18) 砂防法	(平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)	(18) 砂防法	(平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)
(19) 地すべり等防止法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 45 号)	(19) 地すべり等防止法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 45 号)
(20) 河川法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(20) 河川法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
(21) 海岸法	(平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	(21) 海岸法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) 字句の改正
(22) 港湾法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号)	(22) 港湾法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号)
(23) 港則法	(令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(23) 港則法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号) 字句の改正
(24) 漁港漁場整備法	(平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	(24) 漁港漁場整備法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) "
(25) 下水道法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)	(25) 下水道法	(平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)
(26) 航空法	(令和 元年 6 月改正 法律第 38 号)	(26) 航空法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) 字句の改正
(27) 公有水面埋立法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)	(27) 公有水面埋立法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)
(28) 軌道法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(28) 軌道法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
(29) 森林法	(平成 30 年 6 月改正 法律第 35 号)	(29) 森林法	(平成 30 年 6 月改正 法律第 35 号)
(30) 環境基本法	(平成 30 年 6 月改正 法律第 50 号)	(30) 環境基本法	(平成 30 年 6 月改正 法律第 50 号)
(31) 火薬類取締法	(令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(31) 火薬類取締法	(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号) 字句の改正
(32) 大気汚染防止法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(32) 大気汚染防止法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
(33) 騒音規制法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(33) 騒音規制法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)
(34) 水質汚濁防止法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(34) 水質汚濁防止法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)
(36) 振動規制法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(36) 振動規制法	(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(平成 29 年 6 月改正 法律第 61 号) 字句の改正
(38) 文化財保護法	(平成 30 年 6 月改正 法律第 42 号)	(38) 文化財保護法	(平成 30 年 6 月改正 法律第 42 号)
(39) 砂利採取法	(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(39) 砂利採取法	(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)
(40) 電気事業法	(平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)	(40) 電気事業法	(平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)
(41) 消防法	(平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)	(41) 消防法	(平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)
(42) 測量法	(令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(42) 測量法	(平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号) 字句の改正
(43) 建築基準法	(令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)	(43) 建築基準法	(平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号) "
(44) 都市公園法	(平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(44) 都市公園法	(平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号)
(46) 土壌汚染対策法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(46) 土壌汚染対策法	(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
(47) 駐車場法	(平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(47) 駐車場法	(平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)
(48) 海上交通安全法	(平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	(48) 海上交通安全法	(平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
(49) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	(49) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (<u>令和 元年 5 月改正 法律第 18 号</u>)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (<u>平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号</u>)	字句の改正
(51) 船員法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)	(51) 船員法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)	
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)	
(53) 船舶安全法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	(53) 船舶安全法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	
(54) 自然環境保全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(54) 自然環境保全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(55) 自然公園法 (<u>令和 元年 6 月改正 法律第 37 号</u>)	(55) 自然公園法 (<u>平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号</u>)	字句の改正
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (<u>令和 元年 6 月改正 法律第 37 号</u>)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (<u>平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号</u>)	”
(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	
(58) 河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	(58) 河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	
(59) 技術士法 (<u>令和 元年 6 月改正 法律第 37 号</u>)	(59) 技術士法 (<u>平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号</u>)	字句の改正
(60) 漁業法 (<u>令和 元年 5 月改正 法律第 1 号</u>)	(60) 漁業法 (<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 75 号</u>)	”
(61) 空港法 (<u>令和 元年 6 月改正 法律第 37 号</u>)	(61) 空港法 (<u>平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号</u>)	”
(62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(63) 厚生年金保険法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)	(63) 厚生年金保険法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)	
(64) 航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	(64) 航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	(66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	
(67) 職業安定法 (<u>令和 元年 6 月改正 法律第 37 号</u>)	(67) 職業安定法 (<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 91 号</u>)	字句の改正
(68) 所得税法 (<u>平成 31 年 3 月改正 法律第 6 号</u>)	(68) 所得税法 (<u>平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号</u>)	”
(69) 水産資源保護法 (<u>平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号</u>)	(69) 水産資源保護法 (<u>平成 27 年 9 月改正 法律第 70 号</u>)	”
(70) 船員保険法 (<u>令和 元年 5 月改正 法律第 9 号</u>)	(70) 船員保険法 (<u>平成 29 年 6 月改正 法律第 52 号</u>)	”
(71) 著作権法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号)	(71) 著作権法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号)	
(72) 電波法 (<u>令和 元年 6 月改正 法律第 23 号</u>)	(72) 電波法 (<u>平成 30 年 5 月改正 法律第 24 号</u>)	字句の改正
(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (<u>令和 元年 6 月改正 法律第 20 号</u>)	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (<u>平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号</u>)	字句の改正
(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (<u>平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号</u>)	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (<u>平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号</u>)	”
(75) 農薬取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 53 号)	(75) 農薬取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 53 号)	
(76) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号)	(76) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号)	
(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)	
(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (<u>令和 元年 6 月改正 法律第 35 号</u>)	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (<u>平成 26 年 6 月改正 法律第 56 号</u>)	字句の改正
(79) 警備業法 (<u>令和 元年 6 月改正 法律第 37 号</u>)	(79) 警備業法 (<u>平成 30 年 5 月改正 法律第 33 号</u>)	”
(80) 水路業務法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	(80) 水路業務法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	
(81) 地方税法 (<u>平成 31 年 3 月改正 法律第 2 号</u>)	(81) 地方税法 (<u>平成 30 年 3 月改正 法律第 3 号</u>)	字句の改正
(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (<u>令和 元年 6 月改正 法律第 37 号</u>)	(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (<u>平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号</u>)	”
(83) 土地収用法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(83) 土地収用法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	
(84) 民法 (<u>令和 元年 6 月改正 法律第 34 号</u>)	(84) 民法 (<u>平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号</u>)	字句の改正
(85) 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)	(85) 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)	

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>(86) 都市計画法 (平成 30 年 4 月改正 法律第 22 号) (87) 電気通信事業法 (令和 元年 5 月改正 法律第 5 号) 【省略】</p>	<p>(86) 都市計画法 (平成 30 年 4 月改正 法律第 22 号) (87) 電気通信事業法 (平成 30 年 5 月改正 法律第 24 号) 【省略】</p>	<p>字句の改正</p>
<p>1-1-46 法定外の労災保険の付保</p> <p><u>1 受注者は、工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」(以下「法定外労災保険」という。)を締結しなければならない。工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に「法定外労災保険」を締結すること。</u> <u>なお、「法定外労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害(後遺障害、死亡を含む)を被った場合に、法定労災保険の保険給付に上乗せして雇用者が従業員等又は、その遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約をいう。</u></p> <p><u>2 受注者は、「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手時に工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 契約書第 23 条に基づき工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労務保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>[追加]</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加 仕様書の新設</p>
<p>1-1-47 社内検査 【省略】</p>	<p>1-1-46 社内検査 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>1-1-48 臨機の措置 【省略】</p>	<p>1-1-47 臨機の措置 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>1-1-49 道産資材の優先使用 【省略】</p>	<p>1-1-48 道産資材の優先使用 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>1-1-50 環境物品等の使用 【省略】</p>	<p>1-1-49 環境物品等の使用 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>1-1-51 季節労働者等の雇用 【省略】</p>	<p>1-1-50 季節労働者等の雇用 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>1-1-52 技能士の積極的活用 【省略】</p>	<p>1-1-51 技能士の積極的活用 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-53 起終点杭又は竣功杭の設置 【省略】</p> <p>1-1-54 工事特性・創意工夫・社会性等 【省略】</p> <p>1-1-55 特定外来生物（植物）について 【省略】</p> <p>1-1-56 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 【省略】</p> <p>1-1-57 病害虫の感染予防対策 【省略】</p> <p>1-1-58 口蹄疫等侵入防止対策 受注者は、設計図書で口蹄疫等侵入防止対策のため消毒を行うものとする明示された工事については、次の各号によらなければならない。</p> <p>1 農家打合せ時の消毒</p> <p>(1) 農家打合せ等で農場等の敷地へ立ち入る場合は、噴霧器等により車輛（ライトバン）、人員の靴の消毒を行うものとする。なお、消毒計画（消毒薬の種類、消毒回数、消毒方法等）は、受注者が作成し、工事監督員と協議を行うこと。</p> <p>(2) 当初見込んでいなかった農家から消毒を求められた場合は、工事監督員と十分に協議を行うこと。</p> <p>(3) 消毒薬による消毒状況の写真（薬品、希釈状況等を含む。）を撮影するものとし、工事完成時に工事監督員に提出すること。</p> <p>【省略】</p> <p>3 消毒の方法 具体的な消毒方法については次を参照すること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><北海道ホームページ> 北海道 → 北海道庁の仕事 → 農政部 → 畜産振興課 → 口蹄疫に関する情報 → 農場関係者の皆さんへ 農場立入時における消毒の徹底について（PDF）</p>	<p>1-1-52 起終点杭又は竣功杭の設置 【省略】</p> <p>1-1-53 工事特性・創意工夫・社会性等 【省略】</p> <p>1-1-54 特定外来生物（植物）について 【省略】</p> <p>1-1-55 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 【省略】</p> <p>1-1-56 病害虫の感染予防対策 【省略】</p> <p>1-1-57 口蹄疫等侵入防止対策 受注者は、設計図書で口蹄疫等侵入防止対策のため消毒を行うものとする明示された工事については、次の各号によらなければならない。</p> <p>1 農家打合せ時の消毒</p> <p>(1) 農家打合せ等で農場等の敷地へ立ち入る場合は、噴霧器等により車輛（ライトバン）、人員の靴の消毒を行うものとする。なお、消毒計画（消毒薬の種類、消毒回数、消毒方法等）は、受注者が作成し、工事監督員と協議を行うこと。</p> <p>(2) 当初見込んでいなかった農家から消毒を求められた場合は、工事監督員と十分に協議を行うこと。</p> <p>(3) 消毒薬による消毒状況の写真（薬品、希釈状況等を含む。）を撮影するものとし、工事完成時に工事監督員に提出すること。</p> <p>【省略】</p> <p>3 消毒の方法 具体的な消毒方法については次を参照すること。</p> <p><u><農林水産省ホームページ></u> <u>農林水産省 → 組織・政策 → 消費・安全局一部局別トップへ → 家畜防疫一家畜衛生に関する情報-口蹄疫 → 防疫措置-農場への口蹄疫の進入を防ぐために-消毒液の作り方と使い方（PDF）</u></p> <p><北海道ホームページ> 北海道 → 北海道庁の仕事 → 農政部 → 畜産振興課 → 口蹄疫に関する情報 → 農場関係者の皆さんへ 農場立入時における消毒の徹底について（PDF）</p>	<p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>字句の削除 ”</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-59 三者技術検討会の対象となる請負工事 【省略】</p>	<p>1-1-58 三者技術検討会の対象となる請負工事 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>1-1-60 土木工事における受発注者の業務効率化の実施（工事書類減量化） 【省略】</p>	<p>1-1-59 土木工事における受発注者の業務効率化の実施（工事書類減量化） 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>1-1-61 ワンデーレスポンス 【省略】</p>	<p>1-1-60 ワンデーレスポンス 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>1-1-62 情報化施工技術の活用について 【省略】</p>	<p>1-1-61 情報化施工技術の活用について 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>1-1-63 現場環境改善について <u>受注者は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善により、現場環境改善を図るものとする。</u> 1 現場環境改善の実施内容 <u>（1）工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施しなければならない。</u> <u>ただし、地域連携の「① 農家等との調整」は必須内容とする。</u> <u>（2）地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容の変更を可能とするが、詳細については、工事監督員と協議を行うものとする。</u> <u>（3）受注者は、以下の示す内容において具体的な実施内容、実施時期を施工計画書に記載し、工事監督員と協議を行うものとする。</u> <u>（4）受注者は、工事完成時までに別に定める「現場環境改善実施報告一覧表」（別添-9）及び「現場環境改善実施状況報告書」（別添-10）により、現場環境改善の実施が分かる写真等を工事監督員に提出する。</u></p>	<p><u>〔追加〕</u></p>	<p>字句の追加 仕様書の新設</p>

新 旧 対 照 表

改 正		現 行	備 考
2 実施する内容			字句の追加 字句、表の追加
<u>計上項目</u>	<u>実施する内容</u>	<u>〔追加〕</u>	
<u>仮設備関係</u>	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>用水・電力等の供給設備の充実</u> ② <u>緑化・花壇</u> ③ <u>ライトアップ施設</u> ④ <u>見学路及び椅子の設置</u> ⑤ <u>昇降設備の充実</u> ⑥ <u>環境負荷の低減</u> 		
<u>営繕関係</u>	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）</u> ② <u>労働者宿舍の快適化</u> ③ <u>デザインボックス（交通誘導警備員待機室）</u> ④ <u>現場休憩所の快適化</u> ⑤ <u>健康関連設備及び厚生施設の充実等</u> 		
<u>安全関係</u>	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）</u> ② <u>盗難防止対策（警報器等）</u> ③ <u>避暑（熱中症予防）・防寒対策</u> 		
<u>地域連携</u>	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>農家等との調整 【必須内容】</u> ② <u>完成予想図</u> ③ <u>工法説明図</u> ④ <u>工事工程表</u> ⑤ <u>デザイン工事看板（各工事PR看板含む）</u> ⑥ <u>見学会等の開催（イベント等の実施含む）</u> ⑦ <u>見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</u> ⑧ <u>パンフレット・工法説明ビデオ</u> ⑨ <u>社会貢献</u> 		

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第2節 試行関係</p> <p>1-2-1 遠隔地からの建設資材調達に係る試行について</p> <p>1 本試行は地域内から調達している砂利等の建設資材について、遠隔地から調達せざるを得ない場合の輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うものである。</p> <p>【省略】</p> <p>1-2-5 工事における週休2日の取得に要する試行について</p> <p>1 本試行は休日を確保できる環境整備を推進するため、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費の補正_____を行うものである。</p> <p>2 週休2日とは、対象期間^{*1}を通じた現場閉所^{*2}の日数が、4週8休以上^{*3}となることをいう。</p> <p>※1：対象期間とは、工事の始期から工事の完成日までの期間をいう。</p> <p>なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日祝祭日以外の3日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 工事における週休2日の取得に要する費用の設計変更について</p> <p>（1）受注者は、週休2日の実施を希望する場合、工事着手前に週休2日の実施計画書^{*4}を作成し工事監督員へ提出すること。</p> <p>【省略】</p> <p>（5）週休2日を実施した工事は、現場閉所状況に応じた補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費の補正_____を行うものとする。</p> <hr/> <p>① 4週8休以上 現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合</p> <p>② 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合</p> <p>③ 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合</p> <p>（6）発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、各経費を補正し請負代金を変更する。</p> <p>なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手時に受注者が週休2日の取り組みを希望しないものについては、<u>当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>第2節 試行関係</p> <p>1-2-1 遠隔地からの建設資材調達に係る試行について</p> <p>1 本試行は地域内から調達している砂利等の建設資材について、遠隔地から調達せざるを得ない場合の輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うものである。</p> <p>【省略】</p> <p>1-2-5 工事における週休2日の取得に要する試行について</p> <p>1 本試行は休日を確保できる環境整備を推進するため、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行うものである。</p> <p>2 週休2日とは、対象期間^{*1}を通じた現場閉所^{*2}の日数が、4週8休以上^{*3}となることをいう。</p> <p>※1：対象期間とは、工事の始期から工事の完成日までの期間をいう。</p> <p>なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日_____以外の3日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 工事における週休2日の取得に要する費用の設計変更について</p> <p>（1）受注者は、週休2日の実施を希望する場合、工事着手前に週休2日の実施計画書^{*4}を作成し工事監督員へ提出すること。</p> <p>【省略】</p> <p>（5）週休2日を実施した工事は、現場閉所状況に応じた補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行うものとする。</p> <p><u>なお、市場単価等については、労務費分が明らかとなっていないことから、補正の対象としない。</u></p> <p>① 4週8休以上 現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合</p> <p>② 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合</p> <p>③ 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合</p> <p>（6）発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、各経費を補正し請負代金を変更する。</p> <p>なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手時に受注者が週休2日の取り組みを希望しないものについては、<u>変更の対象としない。</u></p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正、及び削除</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正、及び削除</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-2-6 熱中症対策に関する試行について</p> <p>1 本試行は夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について現場管理費率を補正し設計変更を行うものである。</p> <p>2 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 真夏日：日最高気温が30℃以上の日※1をいう。 ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。 <u>※1：新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応により、日最高気温を28℃以上の日として読み替えて運用すること。</u></p> <p>(2) 工期：工事の始期※2から工事の終期※3までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日祝祭日以外の3日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ※2：施工計画書が提出され、起工測量が開始される日 ※3：工事の完成日</p> <p>(3) 真夏日率：以下の式により算出された率をいう。 真夏日率 = 工期中の真夏日※4 ÷ 工期 ※4：計測結果提出後（工事完成日の20日前まで）の真夏日は含まない</p> <p>【省略】</p>	<p>1-2-6 熱中症対策に関する試行について</p> <p>1 本試行は夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について現場管理費率を補正し設計変更を行うものである。</p> <p>2 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 真夏日：日最高気温が30℃以上の日—をいう。 ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。</p> <p>(2) 工期：工事の始期※1から工事の終期※2までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日祝祭日以外の3日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ※1：施工計画書が提出され、起工測量が開始される日 ※2：工事の完成日</p> <p>(3) 真夏日率：以下の式により算出された率をいう。 真夏日率 = 工期中の真夏日※3 ÷ 工期 ※3：計測結果提出後（工事完成日の20日前まで）の真夏日は含まない</p> <p>【省略】</p>	<p>番号の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>”</p> <p>番号の改正</p> <p>”</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																										
<p>※ 関連通知文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-1 遠隔地からの建設資材調達に係る試行について ・ 1-2-2 地域外からの労務者確保に要する試行について <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">通 知 文</th> <th style="text-align: center;">通 知 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について</td> <td>H25.03.15 事調第 1253 号通知</td> </tr> <tr> <td>H29.12.19 事調第 847 号改正</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行の運用について</td> <td>H25.04.25 事調第 150 号通知</td> </tr> <tr> <td>H29.12.19 事調第 848 号改正</td> </tr> <tr> <td>R01.11.08 事調第 894 号改正</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-5 工事における週休 2 日の取得に要する試行について <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">通 知 文</th> <th style="text-align: center;">通 知 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について</td> <td>H30.10.12 事調第 676 号通知</td> </tr> <tr> <td><u>R02.04.13 事調第 95 号通知</u></td> </tr> <tr> <td><u>R02.11.25 事調第 1088 号通知</u></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-6 熱中症対策に関する試行について <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">通 知 文</th> <th style="text-align: center;">通 知 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について</td> <td>R01.10.11 事調第 800 号通知</td> </tr> <tr> <td><u>新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応について</u></td> <td><u>R02.07.17 事調第 566 号通知</u></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-7 女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事の試行について <p>※ 試行関係に係る通知文・様式等については、北海道農政部事業調整課のホームページに公表されているので参考とすること。 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nm-koji/sekkei-hp/sek-top.htm)</p> <p>【省略】</p>	通 知 文	通 知 日	平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について	H25.03.15 事調第 1253 号通知	H29.12.19 事調第 847 号改正	平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行の運用について	H25.04.25 事調第 150 号通知	H29.12.19 事調第 848 号改正	R01.11.08 事調第 894 号改正	通 知 文	通 知 日	工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について	H30.10.12 事調第 676 号通知	<u>R02.04.13 事調第 95 号通知</u>	<u>R02.11.25 事調第 1088 号通知</u>	通 知 文	通 知 日	熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について	R01.10.11 事調第 800 号通知	<u>新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応について</u>	<u>R02.07.17 事調第 566 号通知</u>	<p>※ 関連通知文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-1 遠隔地からの建設資材調達に係る試行について ・ 1-2-2 地域外からの労務者確保に要する試行について <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">通 知 文</th> <th style="text-align: center;">通 知 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について</td> <td>H25.03.15 事調第 1253 号通知</td> </tr> <tr> <td>H29.12.19 事調第 847 号改正</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行の運用について</td> <td>H25.04.25 事調第 150 号通知</td> </tr> <tr> <td>H29.12.19 事調第 848 号改正</td> </tr> <tr> <td>R01.11.08 事調第 894 号改正</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-5 工事における週休 2 日の取得に要する試行について <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">通 知 文</th> <th style="text-align: center;">通 知 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について</td> <td>H30.10.12 事調第 676 号通知</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-6 熱中症対策に関する試行について <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">通 知 文</th> <th style="text-align: center;">通 知 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について</td> <td>R01.10.11 事調第 800 号通知</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-7 女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事の試行について <p>※ 試行関係に係る通知文・様式等については、北海道農政部事業調整課のホームページに公表されているので参考とすること。 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nm-koji/sekkei-hp/sek-top.htm)</p> <p>【省略】</p>	通 知 文	通 知 日	平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について	H25.03.15 事調第 1253 号通知	H29.12.19 事調第 847 号改正	平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行の運用について	H25.04.25 事調第 150 号通知	H29.12.19 事調第 848 号改正	R01.11.08 事調第 894 号改正	通 知 文	通 知 日	工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について	H30.10.12 事調第 676 号通知	_____	_____	通 知 文	通 知 日	熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について	R01.10.11 事調第 800 号通知	_____	_____	<p>表内、字句の追加 ” ” 表内、字句の追加</p>
通 知 文	通 知 日																																											
平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について	H25.03.15 事調第 1253 号通知																																											
	H29.12.19 事調第 847 号改正																																											
平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行の運用について	H25.04.25 事調第 150 号通知																																											
	H29.12.19 事調第 848 号改正																																											
	R01.11.08 事調第 894 号改正																																											
通 知 文	通 知 日																																											
工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について	H30.10.12 事調第 676 号通知																																											
	<u>R02.04.13 事調第 95 号通知</u>																																											
	<u>R02.11.25 事調第 1088 号通知</u>																																											
通 知 文	通 知 日																																											
熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について	R01.10.11 事調第 800 号通知																																											
<u>新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応について</u>	<u>R02.07.17 事調第 566 号通知</u>																																											
通 知 文	通 知 日																																											
平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について	H25.03.15 事調第 1253 号通知																																											
	H29.12.19 事調第 847 号改正																																											
平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行の運用について	H25.04.25 事調第 150 号通知																																											
	H29.12.19 事調第 848 号改正																																											
	R01.11.08 事調第 894 号改正																																											
通 知 文	通 知 日																																											
工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について	H30.10.12 事調第 676 号通知																																											

通 知 文	通 知 日																																											
熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について	R01.10.11 事調第 800 号通知																																											
_____	_____																																											

改 正	現 行	備 考																																																																																																																																																																																													
<p>別添-2 請負工事社内検査実施結果一覧表</p> <p style="text-align: center;">請負工事社内検査実施結果一覧表</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受注者 住所 氏名</p> <p>工事番号 工 事 名</p> <p>上記農業土木工事の社内検査を実施したので、その結果を報告します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>検査月日</th> <th>検査員 職、氏名</th> <th>工 種</th> <th>設計 数量</th> <th>検査 数量</th> <th>検査 箇所</th> <th>検査 方法</th> <th>検査 内容</th> <th>検 査 結 果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	検査月日	検査員 職、氏名	工 種	設計 数量	検査 数量	検査 箇所	検査 方法	検査 内容	検 査 結 果																																																																																		<p>別添-2 請負工事社内検査実施結果一覧表</p> <p style="text-align: center;">請負工事社内検査実施結果一覧表</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受注者 住所 氏名</p> <p>工事番号 工 事 名</p> <p>上記農業土木工事の社内検査を実施したので、その結果を報告します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>検査月日</th> <th>検査員 職、氏名</th> <th>工 種</th> <th>設計 数量</th> <th>検査 数量</th> <th>検査 箇所</th> <th>検査 方法</th> <th>検査 内容</th> <th>検 査 結 果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	検査月日	検査員 職、氏名	工 種	設計 数量	検査 数量	検査 箇所	検査 方法	検査 内容	検 査 結 果																																																																																											<p>字句の削除</p>
検査月日	検査員 職、氏名	工 種	設計 数量	検査 数量	検査 箇所	検査 方法	検査 内容	検 査 結 果																																																																																																																																																																																							
検査月日	検査員 職、氏名	工 種	設計 数量	検査 数量	検査 箇所	検査 方法	検査 内容	検 査 結 果																																																																																																																																																																																							

改 正		現 行	備 考
<p>別添－9 現場環境改善実施報告一覧表</p> <p style="text-align: center;"><u>現場環境改善 実施報告一覧表</u></p>		<p><u>〔追加〕</u></p>	<p>字句の追加 仕様書の新設</p>
計上項目	実施する内容	選択内容	
仮設備計画	① 用水・電力等の供給設備の充実		
	② 緑化・花壇		
	③ ライトアップ施設		
	④ 見学路及び椅子の設置		
	⑤ 昇降設備の充実		
	⑥ 環境負荷の低減		
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）		
	② 労働者宿舎の快適化		
	③ デザインボックス（交通誘導警備員待機室）		
	④ 現場休憩所の快適化		
	⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等		
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）		
	② 盗難防止対策（警報器等）		
	③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策		
地域連携	① 農家等との調整		
	② 完成予想図		
	③ 工法説明図		
	④ 工事工程表		
	⑤ デザイン工事看板（各工事PR看板含む）		
	⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む）		
	⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営		
	⑧ パンフレット・工法説明ビデオ		
	⑨ 社会貢献		
<p>※表の選択内容については、実施した内容に1～5の数字を選択し、実績状況報告書の選択内容の番号と合わせる。</p>			

新 旧 対 照 表

改 正		現 行	備 考
<p>別添-10 現場環境改善実施状況報告書</p> <p style="text-align: center;"><u>現場環境改善 実施状況報告書</u></p>		<p><u>〔追加〕</u></p>	<p>字句の追加 仕様書の新設</p>
選択内容			
工事名			
計上項目			
実施内容			
<p><u>(詳細内容)</u></p>			
<p><u>(実施状況写真等)</u></p>			

新 旧 对 照 表

2 材料

改 正	現 行	備 考																																																																						
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第5節 骨 材 2-5-1 一般事項 【省略】</p> <p>2-5-3 アスファルト舗装用骨材 1 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表2-5-3-1、表2-5-3-2、表2-5-3-3の規格に適合するものとする。 【省略】</p> <p>5 路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表2-5-3-7の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-5-3-7 鉄鋼スラグの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正CBR (%)</th> <th>一軸圧縮強さ (MPa)</th> <th>単位容積質量 (kg/L)</th> <th>呈色判定試験</th> <th>水浸膨張比 (%)</th> <th>エージング期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td><u>1.0以下</u></td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td><u>1.0以下</u></td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td><u>1.0以下</u></td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td><u>試験法</u></td> <td><u>E001</u></td> <td><u>E003</u></td> <td><u>A023</u></td> <td><u>E002</u></td> <td><u>E004</u></td> <td><u>—</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕 呈色判定は、高炉除令スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 〔注2〕 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 〔注3〕 エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。 〔注4〕 エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が 0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。 <u>〔注5〕 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。</u></p> <p>【省略】</p>	呼び名	修正CBR (%)	一軸圧縮強さ (MPa)	単位容積質量 (kg/L)	呈色判定試験	水浸膨張比 (%)	エージング期間	MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	<u>1.0以下</u>	6ヶ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	<u>1.0以下</u>	6ヶ月以上	CS	30以上	—	—	呈色なし	<u>1.0以下</u>	6ヶ月以上	<u>試験法</u>	<u>E001</u>	<u>E003</u>	<u>A023</u>	<u>E002</u>	<u>E004</u>	<u>—</u>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第5節 骨 材 2-5-1 一般事項 【省略】</p> <p>2-5-3 アスファルト舗装用骨材 1 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表2-5-3-1、表2-5-3-2、表2-5-3-3の規格に適合するものとする。 【省略】</p> <p>5 路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表2-5-3-7の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-5-3-7 鉄鋼スラグの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正CBR (%)</th> <th>一軸圧縮強さ (MPa)</th> <th>単位容積質量 (kg/L)</th> <th>呈色判定試験</th> <th>水浸膨張比 (%)</th> <th>エージング期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td><u>1.5以下</u></td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td><u>1.5以下</u></td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td><u>1.5以下</u></td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td><u>—</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>—</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕 呈色判定は、高炉除令スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 〔注2〕 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 〔注3〕 エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。 〔注4〕 エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が 0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。</p> <p>【省略】</p>	呼び名	修正CBR (%)	一軸圧縮強さ (MPa)	単位容積質量 (kg/L)	呈色判定試験	水浸膨張比 (%)	エージング期間	MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	<u>1.5以下</u>	6ヶ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	<u>1.5以下</u>	6ヶ月以上	CS	30以上	—	—	呈色なし	<u>1.5以下</u>	6ヶ月以上	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<p>字句の改正 // // 字句の追加</p> <p>字句の追加</p>
呼び名	修正CBR (%)	一軸圧縮強さ (MPa)	単位容積質量 (kg/L)	呈色判定試験	水浸膨張比 (%)	エージング期間																																																																		
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	<u>1.0以下</u>	6ヶ月以上																																																																		
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	<u>1.0以下</u>	6ヶ月以上																																																																		
CS	30以上	—	—	呈色なし	<u>1.0以下</u>	6ヶ月以上																																																																		
<u>試験法</u>	<u>E001</u>	<u>E003</u>	<u>A023</u>	<u>E002</u>	<u>E004</u>	<u>—</u>																																																																		
呼び名	修正CBR (%)	一軸圧縮強さ (MPa)	単位容積質量 (kg/L)	呈色判定試験	水浸膨張比 (%)	エージング期間																																																																		
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	<u>1.5以下</u>	6ヶ月以上																																																																		
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	<u>1.5以下</u>	6ヶ月以上																																																																		
CS	30以上	—	—	呈色なし	<u>1.5以下</u>	6ヶ月以上																																																																		
<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>																																																																		

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第 8 節 セメント及び混和材料</p> <p>2-8-1 一般事項</p> <p>1 工事に使用するセメントは、設計図書によるものとする。受注者は、設計図書で特に指定されていない場合は、使用するセメントについて、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。</p> <p>8 受注者は、混和材を防湿的なサイロ又は、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。</p> <p>9 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用に当たって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第 14 節 道路標識及び区画線</p> <p>2-14-1 道路標識</p> <p>1 共通仕様書に示されないものについては道路標識設置基準・同解説及び道路標識ハンドブックによるものとする。</p> <p>2 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 標 示 板</p> <p>【省略】</p> <p>(2) 支 柱</p> <p>JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)</p> <p>JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)</p> <p>JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)</p> <p>JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)</p> <p><u>JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)</u></p> <p><u>JIS G 3136 (建築構造用圧延鋼材)</u></p> <p>【省略】</p>	<p>第 8 節 セメント及び混和材料</p> <p>2-8-1 一般事項</p> <p>1 工事に使用するセメントは、設計図書によるものとする。受注者は、設計図書で特に指定されていない場合は、使用するセメントについて、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</p> <p>8 受注者は、混和材を防湿的なサイロ又は、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。</p> <p>9 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用に当たって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</p> <p>【省略】</p> <p>第 14 節 道路標識及び区画線</p> <p>2-14-1 道路標識</p> <p>1 共通仕様書に示されないものについては道路標識設置基準・同解説及び道路標識ハンドブックによるものとする。</p> <p>2 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 標 示 板</p> <p>【省略】</p> <p>(2) 支 柱</p> <p>JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)</p> <p>JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)</p> <p>JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)</p> <p>JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p></p> <p>字句の追加</p> <p>〃</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>(4) 反射シート</p> <p>標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シート又は、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-14-1-1、表2-14-1-2に示す規格以上のものとする。</p> <p>また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥がれが生じないものとする。なお、表2-14-1-1、表2-14-1-2に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、受注者は工事監督員の確認を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">表2-14-1-1 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>1.2</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。</p> <p style="text-align: center;">表2-14-1-2 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>54</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。</p> <p>反射シートの色、光沢度、接着性、収縮性、耐候性については、JIS Z 9117 (再帰性反射材) 及び道路標識ハンドブックによるものとし、カプセルレンズ型反射シートの光沢度の値は 65 以上とする。</p>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	40°	10	7.0	2.0	1.5	0.5	20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	40°	9.0	6.0	1.8	1.2	0.4	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11	40°	110	70	16	16	8.0	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	30°	100	67	14	12	8	40°	95	54	13	11	7.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	<p>(4) 反射シート</p> <p>標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シート又は、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-14-1-1、表2-14-1-2に示す規格以上のものとする。</p> <p>また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥がれが生じないものとする。なお、表2-14-1-1、表2-14-1-2に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、受注者は工事監督員の確認を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">表2-14-1-1 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。</p> <p style="text-align: center;">表2-14-1-2 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。</p> <p>反射シートの色、光沢度、接着性、収縮性、耐候性については、JIS Z 9117 (再帰性反射材) 及び道路標識ハンドブックによるものとし、カプセルレンズ型反射シートの光沢度の値は 65 以上とする。</p>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	—	—	—	—	—	—	20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	—	—	—	—	—	—	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	—	—	—	—	—	—	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11	—	—	—	—	—	—	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	30°	100	67	14	12	8	—	—	—	—	—	—	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1	—	—	—	—	—	—	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>
観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																																																																												
12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																																																																																																																																																																																												
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																																																																																																																																																																																												
	40°	10	7.0	2.0	1.5	0.5																																																																																																																																																																																																																																																												
20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																																																																																																																																																																																												
	30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																																																																																																																																																																																												
	40°	9.0	6.0	1.8	1.2	0.4																																																																																																																																																																																																																																																												
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																																																																																																																																																												
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																																																																												
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06																																																																																																																																																																																																																																																												
観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																																																																												
12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20																																																																																																																																																																																																																																																												
	30°	150	100	25	25	11																																																																																																																																																																																																																																																												
	40°	110	70	16	16	8.0																																																																																																																																																																																																																																																												
20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14																																																																																																																																																																																																																																																												
	30°	100	67	14	12	8																																																																																																																																																																																																																																																												
	40°	95	54	13	11	7.0																																																																																																																																																																																																																																																												
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3																																																																																																																																																																																																																																																												
	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																																																																												
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06																																																																																																																																																																																																																																																												
観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																																																																												
12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																																																																																																																																																																																												
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																																																																																																																																																																																												
	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																												
20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																																																																																																																																																																																												
	30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																																																																																																																																																																																												
	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																												
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																																																																																																																																																												
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																																																																												
	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																												
観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																																																																												
12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20																																																																																																																																																																																																																																																												
	30°	150	100	25	25	11																																																																																																																																																																																																																																																												
	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																												
20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14																																																																																																																																																																																																																																																												
	30°	100	67	14	12	8																																																																																																																																																																																																																																																												
	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																												
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3																																																																																																																																																																																																																																																												
	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																																																																												
	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																												

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																																																												
<p>2-14-2 区画線</p> <p>1 区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 5665（路面標示用塗料）</p> <p>2 ガラスビーズは、JIS R 3301（路面標示塗料用ガラスビーズ）の1号の規格に適合したものでなければならない。</p> <p>3 <u>道路区画線の材料規格及び使用量は、表2-14-2を標準とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〔削除〕</u></p> <p>4 黄色塗料については、鉛・クロムフリー対応製品の使用とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>表2-14-2 道路区画線の材料規格及び使用量</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施工区分</th> <th>型式</th> <th>巾</th> <th>厚さ</th> <th>ペイント</th> <th>ビーズ</th> <th>規格</th> <th>熔融式塗料規格</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>常温式</td> <td>15cm</td> <td></td> <td>48^{リットル}</td> <td>37kg</td> <td>JIS K 5665 1種 B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱式</td> <td>15cm</td> <td></td> <td>67^{リットル}</td> <td>56kg</td> <td>JIS K 5665 2種 B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱式</td> <td>20cm</td> <td></td> <td>88^{リットル}</td> <td>75kg</td> <td>JIS K 5665 2種 B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱式</td> <td>25cm</td> <td></td> <td>111^{リットル}</td> <td>93kg</td> <td>JIS K 5665 2種 B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>熔融式</td> <td>15cm</td> <td>1.0mm</td> <td>315kg</td> <td>20kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td>含有量15～18%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>熔融式</td> <td>15cm</td> <td>1.2mm</td> <td>378kg</td> <td>20kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td>含有量15～18%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>熔融式</td> <td>20cm</td> <td>1.0mm</td> <td>420kg</td> <td>27kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td>含有量15～18%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>熔融式</td> <td>20cm</td> <td>1.2mm</td> <td>504kg</td> <td>27kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td>含有量15～18%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央帯ハッチ</td> <td>常温式</td> <td>15cm</td> <td></td> <td>48^{リットル}</td> <td>37kg</td> <td>JIS K 5665 1種 B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断線</td> <td>熔融式</td> <td>15cm</td> <td>1.5mm</td> <td>473kg</td> <td>20kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td>含有量15～18%</td> <td>横断歩道を含む</td> </tr> <tr> <td>路面表示</td> <td>熔融式</td> <td>15cm</td> <td>1.5mm</td> <td>473kg</td> <td>20kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td>含有量15～18%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>〔注〕ペイント及びビーズの使用料は、1,000mあたり</u></p> <p>【省略】</p>	施工区分	型式	巾	厚さ	ペイント	ビーズ	規格	熔融式塗料規格	摘要		常温式	15cm		48 ^{リットル}	37kg	JIS K 5665 1種 B				加熱式	15cm		67 ^{リットル}	56kg	JIS K 5665 2種 B				加熱式	20cm		88 ^{リットル}	75kg	JIS K 5665 2種 B				加熱式	25cm		111 ^{リットル}	93kg	JIS K 5665 2種 B				熔融式	15cm	1.0mm	315kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15～18%			熔融式	15cm	1.2mm	378kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15～18%			熔融式	20cm	1.0mm	420kg	27kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15～18%			熔融式	20cm	1.2mm	504kg	27kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15～18%		中央帯ハッチ	常温式	15cm		48 ^{リットル}	37kg	JIS K 5665 1種 B			横断線	熔融式	15cm	1.5mm	473kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15～18%	横断歩道を含む	路面表示	熔融式	15cm	1.5mm	473kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15～18%		<p>2-14-2 区画線</p> <p>1 区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 5665（路面標示用塗料）</p> <p>2 ガラスビーズは、JIS R 3301（路面標示塗料用ガラスビーズ）の1号の規格に適合したものでなければならない。</p> <p>3 <u>ペイント及びガラスビーズの使用量は表2-14-2を標準とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表2-14-2 ペイント及びガラスビーズの使用量</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>使用材料塗布量</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱式</td> <td>実線 破線</td> <td>(施工幅15cm換算) ペイント 67^{リットル}/km ビーズ 56kg/km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常温式</td> <td>実線 破線 ゼブラ</td> <td>(施工幅15cm換算) ペイント 48^{リットル}/km ビーズ 37kg/km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熔融式</td> <td>実線 破線 ゼブラ 横断線 文字 矢印</td> <td>(施工幅15cm換算) (厚さ 1.5mm) ペイント 473kg/km ビーズ 20kg/km</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 黄色塗料については、鉛・クロムフリー対応製品の使用とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>〔追加〕</u></p> <p>【省略】</p>	区 分	種 別	使用材料塗布量	適 要	加熱式	実線 破線	(施工幅15cm換算) ペイント 67 ^{リットル} /km ビーズ 56kg/km		常温式	実線 破線 ゼブラ	(施工幅15cm換算) ペイント 48 ^{リットル} /km ビーズ 37kg/km		熔融式	実線 破線 ゼブラ 横断線 文字 矢印	(施工幅15cm換算) (厚さ 1.5mm) ペイント 473kg/km ビーズ 20kg/km		<p>字句の改正 表の削除</p> <p>表、字句の追加</p>
施工区分	型式	巾	厚さ	ペイント	ビーズ	規格	熔融式塗料規格	摘要																																																																																																																						
	常温式	15cm		48 ^{リットル}	37kg	JIS K 5665 1種 B																																																																																																																								
	加熱式	15cm		67 ^{リットル}	56kg	JIS K 5665 2種 B																																																																																																																								
	加熱式	20cm		88 ^{リットル}	75kg	JIS K 5665 2種 B																																																																																																																								
	加熱式	25cm		111 ^{リットル}	93kg	JIS K 5665 2種 B																																																																																																																								
	熔融式	15cm	1.0mm	315kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15～18%																																																																																																																							
	熔融式	15cm	1.2mm	378kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15～18%																																																																																																																							
	熔融式	20cm	1.0mm	420kg	27kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15～18%																																																																																																																							
	熔融式	20cm	1.2mm	504kg	27kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15～18%																																																																																																																							
中央帯ハッチ	常温式	15cm		48 ^{リットル}	37kg	JIS K 5665 1種 B																																																																																																																								
横断線	熔融式	15cm	1.5mm	473kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15～18%	横断歩道を含む																																																																																																																						
路面表示	熔融式	15cm	1.5mm	473kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15～18%																																																																																																																							
区 分	種 別	使用材料塗布量	適 要																																																																																																																											
加熱式	実線 破線	(施工幅15cm換算) ペイント 67 ^{リットル} /km ビーズ 56kg/km																																																																																																																												
常温式	実線 破線 ゼブラ	(施工幅15cm換算) ペイント 48 ^{リットル} /km ビーズ 37kg/km																																																																																																																												
熔融式	実線 破線 ゼブラ 横断線 文字 矢印	(施工幅15cm換算) (厚さ 1.5mm) ペイント 473kg/km ビーズ 20kg/km																																																																																																																												

新 旧 对 照 表

3 一般施工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 3-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(4) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成 27 年 3 月)</p> <p>(5) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26 年 3 月)</p> <p>(6) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (<u>平成 31 年 3 月</u>)</p> <p>(7) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成 4 年 12 月)</p> <p>(8) 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案） (平成 2 年 11 月)</p> <p>(9) 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和 49 年 7 月)</p> <p>(10) 建設省 薬液注入工事に係る施工管理について (平成 2 年 9 月)</p> <p>(11) 日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年 6 月)</p> <p>(12) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成 26 年 12 月)</p> <p>(13) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (<u>平成 31 年 3 月</u>)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 3-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(4) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成 27 年 3 月)</p> <p>(5) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26 年 3 月)</p> <p>(6) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (<u>平成 19 年 6 月</u>)</p> <p>(7) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成 4 年 12 月)</p> <p>(8) 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案） (平成 2 年 11 月)</p> <p>(9) 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和 49 年 7 月)</p> <p>(10) 建設省 薬液注入工事に係る施工管理について (平成 2 年 9 月)</p> <p>(11) 日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年 6 月)</p> <p>(12) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成 26 年 12 月)</p> <p>(13) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (<u>平成 28 年 3 月</u>)</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

改 正	現 行	備 考
<p>第3節 共通の工種</p> <p>3-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-3-9 小型標識工</p> <p>1 受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。</p> <p>2 受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。</p> <p>3 受注者は、標示板基板表面を<u>サンドペーパー</u>や機械的に研磨（サンディング処理）し、ラッカーシンナー又は、表面処理液（弱アルカリ性<u>界面活性剤</u>）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>4 受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、機械名等を記載し、使用に当たっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び0.5㎡以上の貼付けは行ってはならない。</p> <p>5 受注者は、重ね貼り方式又は、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。<u>印刷後は色むら、にじみ、ピンホールがないことを確認しなければならない。また必要がある場合は、インク保護などを目的としたクリアーやラミネート加工を行うものとする。</u></p> <p>6 受注者は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなければならない。</p> <p>7 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ（カラーマッチング）を行い、標示板面が日中及び夜間に均一、かつそれぞれ必要な輝きを有するようにならなければならない。</p> <p>8 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、<u>10mm以上</u>重ね合わせなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第3節 共通の工種</p> <p>3-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-3-9 小型標識工</p> <p>1 受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。</p> <p>2 受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。</p> <p>3 受注者は、標示板基板表面を_____機械的に研磨（サンディング処理）し、ラッカーシンナー又は、表面処理液（弱アルカリ性<u>処理液</u>）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>4 受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、機械名等を記載し、使用に当たっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び0.5㎡以上の貼付けは行ってはならない。</p> <p>5 受注者は、重ね貼り方式又は、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。<u>_____</u></p> <p>6 受注者は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなければならない。</p> <p>7 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ（カラーマッチング）を行い、標示板面が日中及び夜間に均一、かつそれぞれ必要な輝きを有するようにならなければならない。</p> <p>8 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、<u>5～10mm程度</u>重ね合わせなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の追加 字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>3-3-14 桁製作工</p> <p>1 製作加工については、下記の規定による。</p> <p>(1) 原 寸</p> <p>① 受注者は、工作に着手する前に<u>コンピュータによる原寸システム等により</u>図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。</p> <hr/> <p>② 受注者は、<u>上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない</u>場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: center;"><u>[削除]</u></p> <p><u>(8) 予 熱</u> 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100 mm 範囲の母材を表 3-3-14-3 の条件を満たす場合に限り、表 3-3-14-2 により予熱することを標準とする。 <u>なお、鋼材の P_{CM} 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 3-3-14-4 とする。</u></p> <p>【省略】</p> <p><u>(9) 溶接施工上の注意</u></p> <p>【省略】</p> <p><u>(10) 開先溶接の余盛と仕上げ</u></p> <p>【省略】</p> <p><u>(11) 溶接の検査</u></p> <p>① 受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表 3-3-14-5 に示す 1 グループごとに 1 継手の抜取り検査を行わなければならない。ただし、工事監督員の指示がある場合には、それによるものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>3-3-14 桁製作工</p> <p>1 製作加工については、下記の規定による。</p> <p>(1) 原 寸</p> <p>① 受注者は、工作に着手する前に<u>原寸図を作成し、</u>図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。<u>ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。</u></p> <p>② 受注者は、<u>原寸図の一部又は全部を省略する</u>場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p><u>(8) 溶接前の部材の清掃と乾燥</u> <u>受注者は、溶接を行おうとする部分の、ブローホールやわれを発生させるおそれのある黒皮、さび、塗料、油等を除去しなければならない。又、受注者は溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。</u></p> <p><u>(9) 予 熱</u> 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100 mm 範囲の母材を表 3-3-14-3 の条件を満たす場合に限り、表 3-3-14-2 により予熱することを標準とする。</p> <hr/> <p>【省略】</p> <p><u>(10) 溶接施工上の注意</u></p> <p>【省略】</p> <p><u>(11) 開先溶接の余盛と仕上げ</u></p> <p>【省略】</p> <p><u>(12) 溶接の検査</u></p> <p>① 受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表 3-3-14-5 に示す 1 グループごとに 1 継手の抜取り検査を行わなければならない。ただし、工事監督員の指示がある場合には、それによるものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正 字句の削除</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除 "</p> <p>番号の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>③ 受注者は、放射線透過試験による場合で板厚 25 mm以下の試験の結果については、次の規定を満足する場合に合格とする。</p> <p>イ 引張応力を受ける溶接部 JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）付属書 4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す 2 類以上</p> <p>ロ 圧縮応力を受ける溶接部 JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）付属書 4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す 3 類以上</p> <p>なお、上記規定を満足しない場合で、検査ロットのグループが 1 つの継手からなる場合には、試験を行ったその継手を不合格とするものとする。</p> <p>又、検査のロットのグループが 2 つ以上の継手から成る場合は、そのグループの残りの各継手に対し、非破壊試験を行い可否を判定するものとする。</p> <p>受注者は不合格となった継手をその継手全体を非破壊試験によって検査、欠陥の範囲を確認のうえ、本項 (12) の欠陥部の補修の規定に従い補修しなければならない。又、補修部分は上記の規定を満足するものとする。</p> <p>受注者は、現場溶接を行う完全溶込み突合せ溶接継手の非破壊試験結果が上記の規定を満足しない場合は、次の処置をとらなければならない。</p> <p>継手全長を検査した場合は、規定を満足しない撮影箇所を不合格とし、本項 (12) の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。</p> <p>又、補修部分は上記の規定に満足するものとする。抜取り検査をした場合は、規定を満足しない箇所の両側各 1m の範囲について検査を行うものとし、それらの箇所においても上記規定を満足しない場合には、その 1 継手の残りの部分のすべてを検査するものとする。不合格となった箇所は、欠陥の範囲を確認し、本項 (12) の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。</p> <p>又、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なお、ここでいう継手とは、継手の端部から交差部あるいは交差部から交差部までを示すものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>(12) 欠陥部の補修</p> <p>【省略】</p> <p>(13) ひずみとり</p> <p>【省略】</p> <p>(14) 仮組立て</p> <p>【省略】</p>	<p>③ 受注者は、放射線透過試験による場合で板厚 25 mm以下の試験の結果については、次の規定を満足する場合に合格とする。</p> <p>イ 引張応力を受ける溶接部 JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）付属書 4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す 2 類以上</p> <p>ロ 圧縮応力を受ける溶接部 JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）付属書 4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す 3 類以上</p> <p>なお、上記規定を満足しない場合で、検査ロットのグループが 1 つの継手からなる場合には、試験を行ったその継手を不合格とするものとする。</p> <p>又、検査のロットのグループが 2 つ以上の継手から成る場合は、そのグループの残りの各継手に対し、非破壊試験を行い可否を判定するものとする。</p> <p>受注者は不合格となった継手をその継手全体を非破壊試験によって検査、欠陥の範囲を確認のうえ、本項 (13) の欠陥部の補修の規定に従い補修しなければならない。又、補修部分は上記の規定を満足するものとする。</p> <p>受注者は、現場溶接を行う完全溶込み突合せ溶接継手の非破壊試験結果が上記の規定を満足しない場合は、次の処置をとらなければならない。</p> <p>継手全長を検査した場合は、規定を満足しない撮影箇所を不合格とし、本項 (13) の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。</p> <p>又、補修部分は上記の規定に満足するものとする。抜取り検査をした場合は、規定を満足しない箇所の両側各 1m の範囲について検査を行うものとし、それらの箇所においても上記規定を満足しない場合には、その 1 継手の残りの部分のすべてを検査するものとする。不合格となった箇所は、欠陥の範囲を確認し、本項 (13) の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。</p> <p>又、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なお、ここでいう継手とは、継手の端部から交差部あるいは交差部から交差部までを示すものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>(13) 欠陥部の補修</p> <p>【省略】</p> <p>(14) ひずみとり</p> <p>【省略】</p> <p>(15) 仮組立て</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

改 正	現 行	備 考																								
<p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-4-4 既製杭工</p> <p>1 既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭をいうものとする。 【省略】</p> <p>21 現場継手 受注者は、既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定によらなければならない。 【省略】</p> <p>(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みに当たっては、上下軸が一致するように行い、表3-4-4の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-4 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">外 径</th> <th style="text-align: center;">許容値</th> <th style="text-align: center;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">700 mm未満</td> <td style="text-align: center;">2 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700 mm以上 1016 mm以下</td> <td style="text-align: center;">3 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1016 mmを超え <u>2000 mm</u>以下</td> <td style="text-align: center;">4 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	外 径	許容値	摘 要	700 mm未満	2 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	700 mm以上 1016 mm以下	3 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	1016 mmを超え <u>2000 mm</u> 以下	4 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	<p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-4-4 既製杭工</p> <p>1 既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭をいうものとする。 【省略】</p> <p>21 現場継手 受注者は、既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定によらなければならない。 【省略】</p> <p>(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みに当たっては、上下軸が一致するように行い、表3-4-4の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-4 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">外 径</th> <th style="text-align: center;">許容値</th> <th style="text-align: center;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">700 mm未満</td> <td style="text-align: center;">2 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700 mm以上 1016 mm以下</td> <td style="text-align: center;">3 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1016 mmを超え <u>1524 mm</u>以下</td> <td style="text-align: center;">4 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	外 径	許容値	摘 要	700 mm未満	2 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	700 mm以上 1016 mm以下	3 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	1016 mmを超え <u>1524 mm</u> 以下	4 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	<p>字句の改正</p>
外 径	許容値	摘 要																								
700 mm未満	2 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																								
700 mm以上 1016 mm以下	3 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1016 mmを超え <u>2000 mm</u> 以下	4 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																								
外 径	許容値	摘 要																								
700 mm未満	2 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																								
700 mm以上 1016 mm以下	3 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1016 mmを超え <u>1524 mm</u> 以下	4 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																								

改 正	現 行	備 考																								
<p>3-4-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>1 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工については、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。又、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p> <p>【省略】</p> <p>11 受注者は、鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>(7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みに当たっては、上下軸が一致するように行い、表3-4-9の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二次方向から行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-9 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" data-bbox="255 1024 1145 1266"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容値</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700 mm未満</td> <td>2 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700 mm以上 1016 mm以下</td> <td>3 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016 mmを超え 2000 mm以下</td> <td>4 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	外 径	許容値	摘 要	700 mm未満	2 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	700 mm以上 1016 mm以下	3 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	1016 mmを超え 2000 mm 以下	4 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	<p>3-4-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>1 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工については、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。又、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p> <p>【省略】</p> <p>11 受注者は、鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>(7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みに当たっては、上下軸が一致するように行い、表3-4-9の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二次方向から行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-9 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" data-bbox="1507 1024 2398 1266"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容値</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700 mm未満</td> <td>2 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700 mm以上 1016 mm以下</td> <td>3 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016 mmを超え 1524 mm以下</td> <td>4 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	外 径	許容値	摘 要	700 mm未満	2 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	700 mm以上 1016 mm以下	3 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	1016 mmを超え 1524 mm 以下	4 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	<p>字句の改正</p>
外 径	許容値	摘 要																								
700 mm未満	2 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																								
700 mm以上 1016 mm以下	3 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1016 mmを超え 2000 mm 以下	4 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																								
外 径	許容値	摘 要																								
700 mm未満	2 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																								
700 mm以上 1016 mm以下	3 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1016 mmを超え 1524 mm 以下	4 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																								

改 正	現 行	備 考
<p>第6節 一般舗装工 3-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-6-4 舗装準備工</p> <p>1 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。</p> <p>2 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面又は、基層面の異常を発見した場合には、その状況を工事監督員に報告し、その対策について工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は降雨直後及びコンクリート打設 2 週間以内は防水層の施工を行ってはならない。又、防水層は気温 5℃以下で施工してはならない。</p> <p>4 舗装を前提としない路盤工は、4-3-11 凍上抑制層に準ずるものとする。</p> <p><u>5 舗装切断</u></p> <p><u>(1) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。</u></p> <p><u>(2) 回収された排水については、設計図書で示された処分場に運搬し適正に処理しなければならない。なお、処分場が設計図書にて示されていない場合については、工事監督員と協議するものとする。</u></p> <p><u>(3) 受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、工事監督員から請求があった場合は、提示しなければならない。</u></p> <p>【省略】</p> <p>第10節 仮設工 3-10-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-10-6 土留・仮締切工</p> <p>1 受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p><u>32 ライナープレート式土留工及び土工</u></p> <p><u>(1) 受注者は、使用するライナープレートについては、地質条件、掘削方式を検討の上、十分に安全なものを選定し、施工計画書に明記し工事監督員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、ライナープレート式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。</u></p>	<p>第6節 一般舗装工 3-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-6-4 舗装準備工</p> <p>1 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。</p> <p>2 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面又は、基層面の異常を発見した場合には、その状況を工事監督員に報告し、その対策について工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は降雨直後及びコンクリート打設 2 週間以内は防水層の施工を行ってはならない。又、防水層は気温 5℃以下で施工してはならない。</p> <p>4 舗装を前提としない路盤工は、4-3-11 凍上抑制層に準ずるものとする。</p> <p style="text-align: right;"><u>〔追加〕</u></p> <p>【省略】</p> <p>第10節 仮設工 3-10-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-10-6 土留・仮締切工</p> <p>1 受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: right;"><u>〔追加〕</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>(3) <u>受注者は、ライナープレート式土留工の土留め掘削に先行し、探針等を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>受注者は、ライナープレート土留め掘削に当たっては先行掘削になるため、地盤が自立しているかを確認し順次掘下げていかねばならない。又、ライナープレートと地山との空隙を少なくするよう掘削しなければならない。</u></p> <p>(5) <u>受注者は、掘削を1リングごとに行い、地山の崩壊を防止するために速やかにライナープレートを設置しなければならない。</u></p> <p>(6) <u>受注者は、1リング組立て完了後、形状・寸法・水平度・鉛直度等を確認し、ライナープレートを固定するため、頂部をコンクリート及びH鋼等で組んだ井桁による方法で堅固に固定し、移動や変形を防止しなければならない。</u></p> <p>(7) <u>受注者は、ライナープレートの組立てにおいて、継目が縦方向に通らないよう千鳥状に設置しなければならない。又、土留め背面と掘削壁との間にエアームタル等で間隙が生じないようにグラウト注入し固定しなければならない。</u></p> <p>(8) <u>受注者は、補強リングを用いる場合には、補強リングをライナープレートに仮止めしながら継手版を用いて環状に組立て、その後、下段のライナープレートを組立てるときに、円周方向のボルトで固定しなければならない。</u></p> <p>(9) <u>受注者は、ライナープレート埋戻しの施工については、3-3-3 作業土工の規定によるものとする。</u></p> <p>(10) <u>受注者は、小判型ライナープレート土留めの立坑等の施工において、支保材を正規の位置に取付けるまでの間、直線部には仮梁を設置しなければならない。</u></p> <p>(11) <u>受注者は、ライナープレート埋戻しにおいて、ライナープレートは存置を原則とする。ただし、立坑上部については、取外すこととし、その処置・方法について工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>(12) <u>受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊下しについては、安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。</u></p> <p>【省略】</p>	<p style="text-align: center;"><u>〔追加〕</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

5 無筋・鉄筋コンクリート

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 5-1-1 適用 【省略】</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート 5-3-1 一般事項 本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。</p> <p>5-3-2 工場の選定 1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布法律第33号））に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。 (2) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布法律第33号））に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力がある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。 【省略】</p>	<p>第1節 適用 5-1-1 適用 【省略】</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート 5-3-1 一般事項 本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。</p> <p>5-3-2 工場の選定 1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布法律第95号））に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。 (2) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布法律第95号））に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力がある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。 【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正 ”</p> <p>字句の改正 ”</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 対 照 表

9 コンクリート橋上部工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 9-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 9-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(4) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 31 年 2 月)</p> <p>(5) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成 3 年 3 月)</p> <p>(6) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成 6 年 2 月)</p> <p>(7) 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成 10 年 1 月)</p> <p>(8) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 28 年 12 月)</p> <p>(9) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 19 年 10 月)</p> <p>(10) 建設省土木研究所 プレキャストブロック工法による プレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案） (平成 7 年 12 月)</p> <p>(11) 国土技術研究センター プレビーム合成桁橋設計施工指針 (平成 30 年 8 月)</p> <p>(12) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針（案）とその解説 (平成 29 年 11 月)</p> <p>(13) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 9-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 9-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>(4) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 16 年 4 月)</p> <p>(5) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成 3 年 3 月)</p> <p>(6) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成 6 年 2 月)</p> <p>(7) 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成 10 年 1 月)</p> <p>(8) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 28 年 12 月)</p> <p>(9) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 19 年 10 月)</p> <p>(10) 建設省土木研究所 プレキャストブロック工法による プレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案） (平成 7 年 12 月)</p> <p>(11) 国土開発技術研究センター プレビーム合成桁橋設計施工指針 (平成 9 年 7 月)</p> <p>(12) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針（案）とその解説 (平成 29 年 11 月)</p> <p>(13) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の削除、及び改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第5節 プレビーム桁橋工</p> <p>9-5-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-5-2 プレビーム桁製作工（現場） 1 受注者はプレフレクション（応力導入）の施工については、下記の規定による。 【省略】</p> <p>2 受注者は、リリース（応力解放）の施工については、下記の規定によらなければならない。 （1）リリースを行うときの下フランジコンクリート_____は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、かつ圧縮強度が設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 【省略】</p> <p>9-5-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p> <p>第6節 PCホロースラブ橋工</p> <p>9-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-6-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。なお、これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p>	<p>第5節 プレビーム桁橋工</p> <p>9-5-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-5-2 プレビーム桁製作工（現場） 1 受注者はプレフレクション（応力導入）の施工については、下記の規定による。 【省略】</p> <p>2 受注者は、リリース（応力解放）の施工については、下記の規定によらなければならない。 （1）リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 【省略】</p> <p>9-5-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p> <p>第6節 PCホロースラブ橋工</p> <p>9-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-6-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。なお、これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p>	<p></p> <p>字句の削除 字句の改正</p> <p>字句の改正 ”</p> <p>字句の改正 ”</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第7節 RCホロースラブ橋工</p> <p>9-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-7-3 支 承 工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p> <p>第9節 PC箱桁橋工</p> <p>9-9-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-9-3 支 承 工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p> <p>第10節 PC片持箱桁橋工</p> <p>9-10-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-10-3 支 承 工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p>	<p>第7節 RCホロースラブ橋工</p> <p>9-7-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-7-3 支 承 工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p> <p>第9節 PC箱桁橋工</p> <p>9-9-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-9-3 支 承 工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p> <p>第10節 PC片持箱桁橋工</p> <p>9-10-1 一般事項 【省略】</p> <p>9-10-3 支 承 工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 【省略】</p>	<p>字句の改正 ”</p> <p>字句の改正 ”</p> <p>字句の改正 ”</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 対 照 表

10 鋼橋上部

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 10-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 10-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成 29 年 11 月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成 29 年 11 月) (4) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成 27 年 3 月) (5) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和 55 年 8 月) (6) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (<u>平成 31 年 2 月</u>)</p> <p>【省略】</p> <p>第3節 工場製作工 10-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-3-2 材 料 1 受注者は、鋼材の材料について、2-2-1 工事材料の品質の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認に当たり鋼材に JIS マーク表示のないもの (JIS マーク表示認証を受けていないもの、JIS マーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む) については以下のとおり確認しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>4 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。</p> <p>(1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500 _____ を溶接する場合</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 10-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 10-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成 29 年 11 月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成 29 年 11 月) (4) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成 27 年 3 月) (5) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和 55 年 8 月) (6) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (<u>平成 16 年 4 月</u>)</p> <p>【省略】</p> <p>第3節 工場製作工 10-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-3-2 材 料 1 受注者は、鋼材の材料について、2-2-1 工事材料の品質の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認に当たり鋼材に JIS マーク表示のないもの (JIS マーク表示認証を受けていないもの、JIS マーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む) については以下のとおり確認しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>4 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。</p> <p>(1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500 <u>以上の鋼材</u>を溶接する場合</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第 4 節 鋼橋架設工</p> <p>10-4-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-4-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第6章 支承部の施工によらなければならない 【省略】</p>	<p>第 4 節 鋼橋架設工</p> <p>10-4-1 一般事項 【省略】</p> <p>10-4-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工によらなければならない 【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

11 橋梁下部工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 11-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 11-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成 29 年 11 月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成 29 年 11 月) (4) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成 29 年 11 月) (5) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成 27 年 3 月) (6) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (<u>平成 31 年 2 月</u>)</p> <p>【省略】</p> <p>第5節 橋台工 11-5-1 一般事項 【省略】</p> <p>11-5-9 橋台躯体工</p> <p>1 受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。</p> <p>2 受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 <u>第6章</u> 支承部の施工」（日本道路協会）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 11-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 11-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成 29 年 11 月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成 29 年 11 月) (4) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成 29 年 11 月) (5) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成 27 年 3 月) (6) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (<u>平成 16 年 4 月</u>)</p> <p>【省略】</p> <p>第5節 橋台工 11-5-1 一般事項 【省略】</p> <p>11-5-9 橋台躯体工</p> <p>1 受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。</p> <p>2 受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 <u>第5章</u> 支承部の施工」（日本道路協会）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

12 頭首工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 12-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 12-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準 「頭首工」 (平成 20 年 3 月) (2) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 26 年 12 月) (3) 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編 (河川編) (平成 27 年 3 月) (4) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 31 年 2 月) (5) 農業用河川工作物応急対策基準研究会 農業用河川工作物応急対策基準<解説書> (平成 8 年 9 月) (6) (社) 農業土木学会 「頭首工の魚道」設計指針 (平成 14 年 10 月) (7) (社) ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説・マニュアル編) (平成 28 年 10 月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 12-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 12-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準 「頭首工」 (平成 20 年 3 月) (2) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 26 年 12 月) (3) 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編 (河川編) (平成 27 年 3 月) (4) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 16 年 4 月) (5) 農業用河川工作物応急対策基準研究会 農業用河川工作物応急対策基準<解説書> (平成 8 年 9 月) (6) (社) 農業土木学会 「頭首工の魚道」設計指針 (平成 14 年 10 月) (7) (社) ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説・マニュアル編) (平成 28 年 10 月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

14 道路

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 14-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 14-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 農道設計指針 (令和2年4月) 【省略】</p> <p>(31) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(全4分冊) (平成31年3月)</p> <p>第14節 標識工 14-14-1 一般事項 1 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。 2 受注者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは工事監督員と協議しなければならない。 3 受注者は、標識工の施工に当たって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、3-3-9小型標識工の規定、3-3-3 作業土工の規定、3-10-6 土留・仮締切り工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>14-14-2 材 料 1 受注者は、標識工で使用する標識の品質規格は、2-14-1 道路標識の規定による。 【省略】</p> <p>4 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。 5 受注者は、標示板の下地処理に当たっては脱脂処理を行い。必ず洗浄を行わなければならない。 6 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路標識設置基準(国土交通省 令和元年10月)」による色彩と寸法で、表示しなければならない。 【省略】</p>	<p>第1節 適用 14-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 14-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 農道設計指針 (平成26年5月) 【省略】</p> <p>(31) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(全4分冊) (平成19年6月)</p> <p>第14節 標識工 14-14-1 一般事項 1 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。 2 受注者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは工事監督員と協議しなければならない。 3 受注者は、標識工の施工に当たって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、3-3-9小型標識工の規定、3-3-3 作業土工の規定、3-10-6 土留・仮締切り工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成25年2月)による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>14-14-2 材 料 1 受注者は、標識工で使用する標識の品質規格は、2-14-1 道路標識の規定による。 【省略】</p> <p>4 受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。 5 受注者は、標示板の下地処理に当たっては脱脂処理を行い。必ず洗浄を行わなければならない。 6 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路標識設置基準・同解説」による色彩と寸法で、表示しなければならない。 【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 対 照 表

21 地すべり防止工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 21-1-1 適用 本章は、地すべり防止工事における土工、法面工、擁壁工、水路工、地下水排除工、抑止杭工、抑止アンカー工その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 21-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準「農地地すべり防止対策」 (平成 16 年 3 月)</p> <p>(2) 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和 元年 6 月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 21-1-1 適用 本章は、地すべり防止工事における土工、法面工、擁壁工、水路工、地下水排除工、抑止杭工、抑止アンカー工その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 21-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準「農地地すべり防止対策」 (平成 16 年 3 月)</p> <p>(2) 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成 19 年 9 月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

22 推 進 工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 22-1-1 適用 本章は、推進工、立坑その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 22-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) (公社) 日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説 (2010年版) (2) (公社) 日本下水道協会 下水道維持管理指針 (2014年版) (3) (公社) 日本下水道協会 下水道管路施設設計の手引き (1991年版) (4) (公社) 日本下水道協会 小規模下水道計画・設計指針・維持管理指針と解説 (2004年版) <u>(5) (公社) 日本下水道協会 下水道土木工事必携(案) (2014年版)</u></p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 22-1-1 適用 本章は、推進工、立坑その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 22-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) (公社) 日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説 (2010年版) (2) (公社) 日本下水道協会 下水道維持管理指針 (2014年版) (3) (公社) 日本下水道協会 下水道管路施設設計の手引き (1991年版) (4) (公社) 日本下水道協会 小規模下水道計画・設計指針・維持管理指針と解説 (2004年版)</p> <hr/> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

24 砂利道路面処理工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 24-1-1 適用 本章は、砂利道路面処理工事の路盤工（セメント・アスファルト乳剤・セメント等の添加材で路盤を安定した後）、表層工（アーマーコート又は加熱混合式アスファルトを表層として施工）その他これに類する工種について適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 24-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 農道設計指針 (令和2年4月) (2) 日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年版） (平成22年11月) (3) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 24-1-1 適用 本章は、砂利道路面処理工事の路盤工（セメント・アスファルト乳剤・セメント等の添加材で路盤を安定した後）、表層工（アーマーコート又は加熱混合式アスファルトを表層として施工）その他これに類する工種について適用する。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 24-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 農道設計指針 (平成26年5月) (2) 日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年版） (平成22年11月) (3) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

25 海岸保全施設整備工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 25-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 25-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) (社) 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針 (案) (昭和 51 年 12 月)</p> <p>(2) (社) 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針 (案) (平成 3 年 5 月)</p> <p>(3) <u>海岸保全施設技術研究会編</u> 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成 30 年 8 月)</p> <p>(4) 農林水産省構造改善局 土地改良事業計画設計基準「農地保全」 (昭和 54 年 7 月)</p> <p>(5) 北海道海岸事業連絡会議 海岸保全施設設計の基準と運用 (令和 元年 6 月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 25-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 25-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) (社) 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針 (案) (昭和 51 年 12 月)</p> <p>(2) (社) 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針 (案) (平成 3 年 5 月)</p> <p>(3) <u>農林水産省、国土交通省</u> 海岸保全施設の技術上の基準について (平成 27 年 2 月)</p> <p>(4) 農林水産省構造改善局 土地改良事業計画設計基準「農地保全」 (昭和 54 年 7 月)</p> <p>(5) 北海道海岸事業連絡会議 海岸保全施設設計の基準と運用 (平成 28 年 4 月)</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 对 照 表

27 (付表)

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																																																																																																																
<p>付表－1 段階確認一覧表 【省略】</p> <p>付表－2</p> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回)</p> <p style="text-align: right;">提出年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受注会社名 _____</p> <p style="text-align: right;">現場代理人名 _____</p> <p>工事名 ()</p> <p>_____</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="3">段 階 確 認 事 項</th> <th rowspan="2">実施希望日 及び場所</th> <th rowspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 別</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注1：確認方法等の案を記載のこと。</p> <hr/> <p>上記の段階確認について、以下の通り実施します。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>実施担当者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td><input type="checkbox"/>臨 場 <input type="checkbox"/>机上 (書類提示)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input type="checkbox"/>設計図書 <input type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 結 果</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>年 月 日 実施の段階について別紙検測結果のとおり、</p> <p><input type="checkbox"/>規格値内であり、適切に施工されている。(<input type="checkbox"/>補助監督員等からの連絡を含む)</p> <p><input type="checkbox"/>確認が必要である。(<input type="checkbox"/>連絡があり再確認が必要)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>記 載 者</td> <td>協 議 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再確認年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>実施担当者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>机上 (書類提示)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input type="checkbox"/>設計図書 <input type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(主旨) 本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける場合に、事前に提出するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 該当する□にレを記入すること。 本様式は、現場代理人が保管することとし、工事監督員の請求があった場合は提示すること。 段階確認の結果及び指示事項については、野帳の写しや工事施工協議簿等にて明らかにすること 	No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容	工 種	細 別	確認事項	1						2						3						4						5						実施年月日	年 月 日	実施担当者名		実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他			実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類			特記事項					記 載 者	協 議 年 月 日	年 月 日	協議事項				再確認年月日	年 月 日	実施担当者名		実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類			特記事項				<p>付表－1 段階確認一覧表 【省略】</p> <p>付表－2</p> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回)</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">主任監督員</td> <td style="text-align: center;">監 督 員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">提出年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受注会社名 _____</p> <p style="text-align: right;">現場代理人名 _____ 印</p> <p>工事名 ()</p> <p>_____</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="3">段 階 確 認 事 項</th> <th rowspan="2">実施希望日 及び場所</th> <th rowspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 別</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注1：確認方法等の案を記載のこと。</p> <hr/> <p>上記の段階確認について、以下の通り実施します。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>実施担当者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td><input type="checkbox"/>臨 場 <input type="checkbox"/>机上 (書類提示)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input type="checkbox"/>設計図書 <input type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 結 果</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">主任監督員</td> <td style="text-align: center;">監 督 員</td> <td style="text-align: center;">現場代理人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>年 月 日 実施の段階について別紙検測結果のとおり、</p> <p><input type="checkbox"/>規格値内であり、適切に施工されている。(<input type="checkbox"/>補助監督員等からの連絡を含む)</p> <p><input type="checkbox"/>確認が必要である。(<input type="checkbox"/>連絡があり再確認が必要)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>記 載 者</td> <td>協 議 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再確認年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>実施担当者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>机上 (書類提示)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input type="checkbox"/>設計図書 <input type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(主旨) 本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける場合に、事前に提出するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 該当する□にレを記入すること。 本様式は、現場代理人が保管することとし、工事監督員の請求があった場合は提示すること。 段階確認の結果及び指示事項については、野帳の写しや工事施工協議簿等にて明らかにすること。 	主任監督員	監 督 員			No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容	工 種	細 別	確認事項	1						2						3						4						5						実施年月日	年 月 日	実施担当者名		実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他			実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類			特記事項				主任監督員	監 督 員	現場代理人					記 載 者	協 議 年 月 日	年 月 日	協議事項				再確認年月日	年 月 日	実施担当者名		実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類			特記事項				<p>字句、枠の削除</p> <p>枠の削除</p>
No		段 階 確 認 事 項					実施希望日 及び場所	内 容																																																																																																																																																																										
	工 種	細 別	確認事項																																																																																																																																																																															
1																																																																																																																																																																																		
2																																																																																																																																																																																		
3																																																																																																																																																																																		
4																																																																																																																																																																																		
5																																																																																																																																																																																		
実施年月日	年 月 日	実施担当者名																																																																																																																																																																																
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																																	
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																																	
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																																	
特記事項																																																																																																																																																																																		
	記 載 者	協 議 年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																																															
協議事項																																																																																																																																																																																		
再確認年月日	年 月 日	実施担当者名																																																																																																																																																																																
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																																	
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																																	
特記事項																																																																																																																																																																																		
主任監督員	監 督 員																																																																																																																																																																																	
No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容																																																																																																																																																																													
	工 種	細 別	確認事項																																																																																																																																																																															
1																																																																																																																																																																																		
2																																																																																																																																																																																		
3																																																																																																																																																																																		
4																																																																																																																																																																																		
5																																																																																																																																																																																		
実施年月日	年 月 日	実施担当者名																																																																																																																																																																																
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																																	
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																																	
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																																	
特記事項																																																																																																																																																																																		
主任監督員	監 督 員	現場代理人																																																																																																																																																																																
	記 載 者	協 議 年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																																															
協議事項																																																																																																																																																																																		
再確認年月日	年 月 日	実施担当者名																																																																																																																																																																																
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上 (書類提示)																																																																																																																																																																																	
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																																	
特記事項																																																																																																																																																																																		

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																																																																																																				
<p>付表—2</p> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回) (記 載 例)</p> <p style="text-align: right;">提出年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受注会社名 ○○株式会社</p> <p style="text-align: right;">現場代理人名 ○ ○ ○ ○</p> <p>工事名 ()</p> <p style="text-align: center;">道営○○○事業 ○○地区 ○○工区工事</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="3">段 階 確 認 事 項</th> <th rowspan="2">実施希望日 及び場所</th> <th rowspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 別</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>橋台工</td> <td>橋台躯体</td> <td>位置</td> <td>7/1 第1号橋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>支持力</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：確認方法等の案を記載のこと。</p> <hr/> <p>上記の段階確認について、以下の通り実施します。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>実施担当者名</td> <td>△△ △△</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td><input type="checkbox"/>臨場 <input type="checkbox"/>机上(書類提示)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input type="checkbox"/>設計図書 <input type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 結 果</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>年 月 日 実施の段階について別紙検測結果のとおり、</p> <p><input type="checkbox"/>規格値内であり、適切に施工されている。(□補助監督員等からの連絡を含む)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>確認が必要である。(□連絡があり再確認が必要)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>記 載 者</td> <td>記 載 内 容</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td>監督員</td> <td>別紙検測結果のとおり、○○○について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。</td> </tr> <tr> <td>再確認年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>実施担当者名 △△ △△</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>机上(書類提示)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>設計図書 <input checked="" type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(主旨) 本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける場合に、事前に提出するものである。</p> <p>1 該当する□にレを記入すること。 2 本様式は、現場代理人が保管することとし、工事監督員の請求があった場合は提示すること。 3 段階確認の結果及び指示事項については、野帳の写しや工事施工協議簿等にて明らかにすること。</p>	No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容	工 種	細 別	確認事項	1	橋台工	橋台躯体	位置	7/1 第1号橋		2			支持力	〃		3						4						5						実施年月日	年 月 日	実施担当者名	△△ △△	実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他			実施方法	<input type="checkbox"/> 臨場 <input type="checkbox"/> 机上(書類提示)			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類			特記事項					記 載 者	記 載 内 容	協議事項	監督員	別紙検測結果のとおり、○○○について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。	再確認年月日	年 月 日	実施担当者名 △△ △△	実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上(書類提示)		必要書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類		特記事項			<p>付表—2</p> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回) (記 載 例)</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">主任監督員</td> <td style="text-align: center;">監 督 員</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">提出年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受注会社名 ○○株式会社</p> <p style="text-align: right;">現場代理人名 ○ ○ ○ ○ 印</p> <p>工事名 ()</p> <p style="text-align: center;">道営○○○事業 ○○地区 ○○工区工事</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="3">段 階 確 認 事 項</th> <th rowspan="2">実施希望日 及び場所</th> <th rowspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 別</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>橋台工</td> <td>橋台躯体</td> <td>位置</td> <td>7/1 第1号橋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>支持力</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：確認方法等の案を記載のこと。</p> <hr/> <p>上記の段階確認について、以下の通り実施します。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>実施担当者名</td> <td>△△ △△</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td><input type="checkbox"/>臨場 <input type="checkbox"/>机上(書類提示)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input type="checkbox"/>設計図書 <input type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 結 果</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">主任監督員</td> <td style="text-align: center;">監 督 員</td> <td style="text-align: center;">現場代理人</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> <p>年 月 日 実施の段階について別紙検測結果のとおり、</p> <p><input type="checkbox"/>規格値内であり、適切に施工されている。(□補助監督員等からの連絡を含む)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>確認が必要である。(□連絡があり再確認が必要)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>記 載 者</td> <td>記 載 内 容</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td>監督員</td> <td>別紙検測結果のとおり、○○○について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。</td> </tr> <tr> <td>再確認年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>実施担当者名 △△ △△</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>工事現場 <input type="checkbox"/>製作場所等 <input type="checkbox"/>机上(書類提示)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>設計図書 <input checked="" type="checkbox"/>測量成果 <input type="checkbox"/>出来形図等 <input type="checkbox"/>品質規格証明書等 <input type="checkbox"/>施工管理記録簿 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>その他必要書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(主旨) 本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける場合に、事前に提出するものである。</p> <p>1 該当する□にレを記入すること。 2 本様式は、現場代理人が保管することとし、工事監督員の請求があった場合は提示すること。 3 段階確認の結果及び指示事項については、野帳の写しや工事施工協議簿等にて明らかにすること。</p>	主任監督員	監 督 員			No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容	工 種	細 別	確認事項	1	橋台工	橋台躯体	位置	7/1 第1号橋		2			支持力	〃		3						4						5						実施年月日	年 月 日	実施担当者名	△△ △△	実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他			実施方法	<input type="checkbox"/> 臨場 <input type="checkbox"/> 机上(書類提示)			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類			特記事項				主任監督員	監 督 員	現場代理人					記 載 者	記 載 内 容	協議事項	監督員	別紙検測結果のとおり、○○○について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。	再確認年月日	年 月 日	実施担当者名 △△ △△	実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上(書類提示)		必要書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類		特記事項			<p>字句、枠の削除</p> <p style="text-align: center;">枠の削除</p>
No		段 階 確 認 事 項					実施希望日 及び場所	内 容																																																																																																																																																														
	工 種	細 別	確認事項																																																																																																																																																																			
1	橋台工	橋台躯体	位置	7/1 第1号橋																																																																																																																																																																		
2			支持力	〃																																																																																																																																																																		
3																																																																																																																																																																						
4																																																																																																																																																																						
5																																																																																																																																																																						
実施年月日	年 月 日	実施担当者名	△△ △△																																																																																																																																																																			
実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																					
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨場 <input type="checkbox"/> 机上(書類提示)																																																																																																																																																																					
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																					
特記事項																																																																																																																																																																						
	記 載 者	記 載 内 容																																																																																																																																																																				
協議事項	監督員	別紙検測結果のとおり、○○○について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。																																																																																																																																																																				
再確認年月日	年 月 日	実施担当者名 △△ △△																																																																																																																																																																				
実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上(書類提示)																																																																																																																																																																					
必要書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																					
特記事項																																																																																																																																																																						
主任監督員	監 督 員																																																																																																																																																																					
No	段 階 確 認 事 項			実施希望日 及び場所	内 容																																																																																																																																																																	
	工 種	細 別	確認事項																																																																																																																																																																			
1	橋台工	橋台躯体	位置	7/1 第1号橋																																																																																																																																																																		
2			支持力	〃																																																																																																																																																																		
3																																																																																																																																																																						
4																																																																																																																																																																						
5																																																																																																																																																																						
実施年月日	年 月 日	実施担当者名	△△ △△																																																																																																																																																																			
実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																					
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨場 <input type="checkbox"/> 机上(書類提示)																																																																																																																																																																					
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																					
特記事項																																																																																																																																																																						
主任監督員	監 督 員	現場代理人																																																																																																																																																																				
	記 載 者	記 載 内 容																																																																																																																																																																				
協議事項	監督員	別紙検測結果のとおり、○○○について再施工の必要がありますので、下記のとおり再確認を行う。																																																																																																																																																																				
再確認年月日	年 月 日	実施担当者名 △△ △△																																																																																																																																																																				
実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> 机上(書類提示)																																																																																																																																																																					
必要書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類																																																																																																																																																																					
特記事項																																																																																																																																																																						